

阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策

平成 7 年 4 月 2 8 日

阪神・淡路復興対策本部

## 阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策

### 阪神・淡路復対策本部

5,500人を超える犠牲者と甚大な被害をもたらした今回の地震の発生から100日を経過した。今回の震災の被害の甚大さにかんがみ、これまで国は被災地域の日も早い復旧・復興をめざし、被災者・関係地方公共団体を支援するため、国の果たすべき役割分担を認識し、財政上の措置（国庫補助の特例、地方財政措置の特例、補正予算の編成等）、税制上の措置（税制上の特例措置）、金融措置（政府系金融機関による政策金融の拡充等）、規制緩和（規制緩和のための特例措置）等、国の取りうる政策手段を最大限活用して、所要の16の法律の整備を含む思い切った施策を講じてきたところである。

これまでの応急・復旧施策に加え、今後は、国・県・市町を通じ復興のための本格的な取組が必要となる。

県からは復興計画の基本構想が示され、政府は14日決定した緊急円高・経済対策において、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んだ補正予算を編成することとしたところである。また、24日には阪神・淡路復興委員会から復興に向け政府の取り組むべき当面の施策についてご意見をいただいたところである。

このような状況の下で、政府として今後講ずべき施策について検討を重ねてきたが、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとし、以下でその内容を示した。

これらの施策については、できるだけ早期の実施を図ることとする。

なお、以下には、今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているものについても参考として示している。

また、現在、県・市町は既に発表した基本構想に基づき復興計画の策定作業を進めており、今後復興に向けての具体的施策が示されてくることとなるが、それらに対応して、国としても必要な施策につき、県・市町と十分連携を図りつつ、復興委員会のご意見もいただきながら検討していくこととする。

## 1 被災地における生活の平常化支援

- ① 被災地においては、多くの住民の方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされているが、1日も早くこれらの方々の生活が安定するよう、当面の居住場所の確保のための応急対策を推進している。

応急仮設住宅については、3月末までに約3万戸が建設されたところであり、追加約8千戸（2階建て地域型仮設住宅を除く）についても4月末までに供給できるよう最大限努力している。

また、入居者の決定についても迅速に行うこととし、3月末までに約3万戸を決定しており、残りについても4月末までに決定することとしている。

高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の建設については、避難所における高齢者等の状況を把握しつつ、必要に応じて適切に対応する。

なお、公営・公団住宅等の空家の活用については、約26,700戸を確保し、約10,900戸（4月24日現在）について入居が決定しており、引き続き円滑な入居の促進を図る。

これらの仮設住宅等への入居に伴い、3月初旬には約900箇所の避難所に約10万人近くが避難していたが、4月25日現在、避難所は約620箇所、避難住民は約4万7千人となった。今後は、避難所の避難住民の意向調査の結果等も参考としながら、避難住民の状況を十分に把握し、応急仮設住宅の設置計画が見直された場合には適切に対応することとし、避難所の早期解消を図るものとする。

- ② この場合、高齢者や障害者等については、必要に応じて優先的に応急仮設住宅に入居することができるよう適切に対応する。また、手すり等を設置したバリアフリーの高齢者・障害者向けの地域型仮設住宅については、避難所における実態調査等により、個々の健康状況及び生活状況等を把握したうえで入居を決定することとし、従前の居住地に比較的近い地域で、在宅福祉サービス等の支援を受けながら生活することができるよう配慮していく。

さらに、ホームヘルパーの派遣やデイサービス事業、日常生活用具給付等事業等の実施などの在宅福祉サービスを充実していくことにより、応急仮設住宅居住者を含めた要援護者が在宅で自立して生活できるよう積極的に支援していく。

また、高齢者や障害者等の社会的弱者が入居している応急仮設住宅に対する冷暖房設備の設置については、兵庫県からの必要設置戸数等の報告を踏まえ、適切に対応する。

- ③ 医療の供給については、避難所の規模に応じ、救護センターの設置（2月上旬には約160ヵ所）や救護班による巡回診療などにより対応してきた。しかし、地域の医療機関の診療機能の回復、避難住民の減少、応急医療から慢性疾患への医療ニーズの移行など被災地域の状況の変化に伴い、救護センター中心の医療体制から既存の診療所を中心とした医療体制への円滑な移行を図ってきたところであり、4月26日現在、1の救護センターを残すところとなった。また、仮設住宅への入居による地域の状況の変化や高齢者等のニーズに対応するために、地域の医療の需給関係をきめ細かに把握した上で、必要に応じて仮設診療所の設置等を行い、医療が十分に供給されるよう配慮していく。また、被災地域の健康管理については、保健婦による巡回健康相談などの継続、住民健康診断の実施等により確保していく。

精神的ケアについては、10保健所に設置した精神科救護所や地元医師会の協力により設置した協力診療所を中心として対応してきたところであるが、今後とも心的外傷後ストレス障害などに対応できるよう県立精神保健センターが中心となり、「こころの健康づくり推進事業」等の活用により、地域における精神保健対策への取り組みを継続していく。

- ④ その他、食料や飲料水、風呂等の日常生活上の支援については、これまで、全国の水道事業者・水道用水供給事業者、ボランティア、自衛隊等の支援により、対応してきたところであるが、上水道がほぼ100%仮復旧し、休業していた商店等が営業をはじめると、地域の環境が平常時の体制に移行するのに伴い、兵庫県知事からの要請を受けて自衛隊の入浴支援等も次第に縮小させ、4月27日に自衛隊の災害派遣活動を終了した。その他の日常生活上の支援についても円滑に地元への移行が行われるよう、地域の復旧状況と応急仮設住宅への入居状況等を把握しながら対応していく。

また、今回の震災により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、低利資金を必要とする被災者に、災害援護資金の貸付を実施する。

- ⑤ 教育活動については、これまで各都道府県教育委員会等に対し、高校入試等の円滑な実施、卒業認定等の弾力的取扱いなどの配慮を要請するとともに、政令の改正等により平成7年度の兵庫県の教職員定数について特例措置が講じられてきている。

今後、教育活動の早期の平常化に向け、避難所となっている学校等の教育環境の整備や児童等に対する健康相談活動を実施するとともに、経済的困難を生じている学生・生徒等の支援や学校の教育研究活動の復旧への支援などを行う。

- ⑥ 今後、以上の措置を総合的に講ずるとともに、早期に避難所を解消することとし、被災地における生活の平常化を支援するものとする。

## 2 がれき処理

がれきが復興の支障とならないよう早期にがれき処理を進める必要があることから、以下の促進策を実施する。

- ① 全ての市町において、おおむね、平成7年度中に市街地から仮置場・処分場等への搬出を完了し、遅くとも平成8年度中に焼却・埋立などの最終処分を完了すべく、各般の対策を推進する。
- ② 市街地からのがれきの撤去を円滑に進めるため、必要に応じて仮置場、積出基地を確保するとともに、木くずの減量化を図るため、仮置場に破碎・焼却施設を設置する。
- ③ がれきの処理にあたっては、復興事業の支障とならないよう配慮するとともに、リサイクルに努める。
- ④ 全ての市町において、平成7年度以降の処理計画フロー、月別の実施計画等を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を作成し、兵庫県において全体処理計画を作成する。
- ⑤ 国、県、神戸市及び阪神6市からなる「倒壊家屋処理推進部会」を新設し、全体処理計画の進行管理を行う。

なお、国は、上記部会における助言、指導のほか、市町、県の災害廃棄物処理計画の円滑な実施に向けて必要な支援を行う。

## 3 二次災害防止対策

今回の地震により、土砂災害に係る危険箇所等において地盤が不安定化しているほか、多数の造成宅地において住宅の擁壁等にも損壊等が生じており、今後の降雨等によって、これら不安定化した危険箇所等における二次災害の発生が懸念されている。また、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生等が懸念される。そのため、以下により、その防止対策に万全を期することとする。

### ① 土砂災害危険箇所等に係る対策

#### ア 二次的な土砂災害に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所を関係住民に周知し、警戒避難体制を早急に確立するとともに、特に今回の地震による被災者の避難場所及び応急仮設住宅に関連して必要のある箇所については、緊急に予警報装置を設置し、出水期において適切に避難誘導が行われるよう、避難訓練等所要の措置を講じる。

#### イ 二次的な災害に対する観測体制の整備

阪神・淡路地域での災害対策体制の強化を図るため、地震計及び震度計を整備し、地震機動観測を強化するとともに、雨による二次災害を防止・軽減するために雨量観測所を整備・拡充した。これらを維持し、二次災害防止に努める。

#### ウ 地すべり・がけ崩れの危険箇所

二次災害防止対策が必要とされた34箇所について、地すべり・急傾斜地崩壊対策事業等により、杭工、集水工、法枠アンカー工、擁壁工等や施設災害復旧を行う。

このうち2箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、その他の箇所においても、不安定土砂の除去、不安定斜面の整形、落石等防護柵の設置、地下水の除去等の出水に耐え得るための対策等を出水期までに講じる。

#### エ 土石流危険溪流

緊急対策が必要とされた32溪流について、砂防事業により、砂防ダムの設置、既設砂防ダムの除石、土石流感知装置（ワイヤーセンサー）の設置等を行う。

このうち20箇所については、出水期までに砂防ダム等の工事を完了させるとともに、他の箇所においても、出水期までに可能な限り工事を進め、あわせて警戒避難システムの整備等のソフト対策を講じる。

#### オ 山腹崩壊箇所

二次災害防止等の対策が必要とされた81箇所について、治山事業等により、治山ダム、防護柵の設置や法枠アンカー工等を実施する。

このうち4箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、その他の箇所においても、人家等に近接した区域については、出水期までに必要な工事を完了させる。

#### カ 河川等に対する対策

出水期、台風期までに被災した堤防、護岸についてシート張工、土のう積工、鋼矢板による仮締切工事等の応急復旧を完了させるとともに、本復旧工事についても可能な限り実施し、二次災害の防止に万全を期する。

#### キ 土砂災害危険箇所に係る応急措置等の実施

既に、必要な箇所には、ビニールシートの敷設、土留工、仮設落石防護柵の設置等の応急措置等を実施済みであるが、さらに、異常の認められた箇所については必要に応じて応急・恒久対策を講じる。

#### ② 被災宅地に係る対策

以下の対策を実施するとともに、①の地すべり・急傾斜地崩壊対策事

業等による基盤対策を推進する。

ア 住宅金融公庫融資等の活用による被災宅地の復旧

個々の被災宅地の復旧については、個人財産でもあり、一般的には、先般、創設した住宅金融公庫の「災害復興宅地融資制度」等の低利融資の活用により、宅地所有者自身による復旧を積極的に支援する。イ 公共事業による擁壁等の復旧

放置すれば次期降雨等により被害が拡大し、所有者以外の第三者に被害が及ぶおそれのある擁壁等のうち一定の要件を満たすものについて、今回の震災に係る特例措置として、新たに災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業により、県が復旧事業を実施する。

また、道路等の公共土木施設に隣接する被災擁壁等を復旧しなければ道路等の安全性が確保されない場合には、道路管理者等が、当該被災擁壁等を道路区域等を含め、公共土木施設災害復旧事業により対処する。

これらの公共事業の実施に際しては、出水期を考慮して応急措置等に配慮する。

ウ 出水期に向けた応急措置の実施

公共事業によっては措置できない宅地については、上記アにより宅地所有者自身による復旧を促していくものであるが、出水期に向けて当面の危険を防止するため、所要の箇所については、市において、土のう、シート張りや、ネット工、仮排水工等の応急措置を実施する。

- ③ 工場・事業場からの有害物質の漏出等に係る二次汚染防止対策の推進  
被災を受けた工場・事業場からの有害物質の漏出、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生、廃木材等の処理に伴う大気汚染等による大気、水質等の環境汚染を防止するため、環境モニタリングを実施するとともに、適切な環境保全対策の徹底を図る。

4 港湾機能の早期回復等

港湾については、地震により神戸港や尼崎西宮芦屋港等において壊滅的な被害を受けた。特に、神戸港はわが国の国際海上コンテナの約3割、外国貿易額の約1割を担う外国貿易の重要拠点であることから、輸出入をはじめとする物流等の経済活動や国民生活に深刻な打撃を与えている。これらの被害に対応し、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るため、神戸港をはじめとする港湾の早期復旧を図る。

公共港湾施設については災害復旧事業等を適用するとともに、従来災害復旧費の国庫補助対象には含まれていなかった神戸港埠頭公社の維持管理するコンテナ埠頭等については新たに国庫補助の対象にするなど財政支援

措置を講じた。これらの措置により、早期復旧に努めた結果、現在までに、貨物用93バース、旅客用14バースが暫定的に利用可能となっている。

今後とも、被災地域の経済活動、市民生活の復興のためには港湾機能の早期復旧が不可欠であることから、公共港湾施設等への災害復旧事業等及び神戸港埠頭公社等への災害復旧費補助等の財政支援措置を引き続き講じ、おおむね2年を目途に下記のとおり港湾機能の回復を図る。特に、神戸港のわが国における重要性にかんがみ、外国貿易用の施設の早期復旧を図る。

平成7年6月末 コンテナ埠頭21バースのうち、8バースを暫定供用

平成7年9月末 フェリー埠頭7バースのうち、2バースを本格供用

平成7年10月末 仮設栈橋によるコンテナ埠頭2バースの供用

平成8年3月末 コンテナ埠頭 おおむね3分の1を本格供用

一般岸壁 おおむね5割を本格供用

フェリー埠頭 新たに3バースを本格供用

平成8年度中 すべての港湾機能を回復

一方、市街地と人工島を結ぶ連絡道や新交通システムなどの交通施設は、阪神高速5号湾岸線等の復旧とともに港湾機能の回復のために重要であり、その早期復旧を図る。

平成7年8月下旬 六甲ライナー全面復旧

ポートライナー全面復旧

平成8年8月末 神戸大橋、六甲大橋を含むハーバーハイウェイ全面復旧

さらに、神戸港が果たしてきたアジア地域のハブ機能が被災をきっかけに急激に低下することにより、近畿圏ひいては日本の港湾の国際競争力の低下等が懸念されるため、リダンダンシーの確保に配慮するとともに、民間の荷役業務の24時間化に伴う輸出入関連業務の体制整備、高規格な外国貿易用ターミナルの整備等により、国際物流拠点機能の強化を図る。

また、港湾事業の実施にあたり、埋立資材としてがれきの受け入れを推進する。なお、市民の生命・財産を守る防潮壁などの海岸保全施設については、早急に復旧を図るとともに、神戸港などで被災した民間の港湾施設等の復旧に対する支援を推進する。

## 5 早期インフラ整備

社会生活や企業活動の基盤となるインフラや公共・公益施設の整備については災害発生直後より政府としては防災性に配慮しつつ計画的かつ早期の復旧・整備を図ってきたところであるが、今後も引き続きできるだけ早期の復旧に努めるとともに、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るため、インフラ整備の促進を図ることとする。

## (1) 鉄道

鉄道については、地震により新幹線をはじめ、JR東海道線、阪神電鉄等、638kmの区間にわたり不通となり、旅客、貨物輸送に大きな被害が出た。特に、阪神間を結ぶJR東海道線、阪神電鉄本線、阪急電鉄神戸線が3線とも不通となり、通勤通学等に大きな支障となった。このため、鉄道事業者に対し鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助や日本開発銀行からの災害復旧融資等の支援措置を講じ、早期復旧に努めたところ、東海道山陽新幹線やJR在来線が全面復旧するなど、4月18日現在までに不通区間は30kmになっている。

引き続き復旧事業の促進を図り、地下鉄や阪神電鉄、阪急電鉄等の阪神間のすべての鉄道について9月頃までに順次運転を再開することを目標とする。

## (2) 道路

道路については、地震により、中国縦貫自動車道、名神高速道路、阪神高速道路、直轄国道等の広域的ネットワークから地域内の生活道路まで、広範かつ重大な被害を受け、地域の復旧活動、救援活動等に大きな影響を与えた。このため、災害復旧事業等により早急な復旧に努め、現在までに、一部区間を除き順次交通を確保した。

しかし、現在、阪神地域の東西方向の交通について渋滞が激しく、今後復興が進むにつれて増大する交通需要に対応できない状況にあり、また、港湾へのアクセス道路やがれき処理を進めるためにも、関連する道路の整備が急務となっている。なかでも、阪神高速3号神戸線、5号湾岸線は地域の重要幹線道路であり、被災地域の経済活動、市民生活の復興を図るためには、早期復旧が不可欠であることから、以下のとおり供用を図ることを目標として事業を進めている。

平成7年10月頃 阪神高速5号湾岸線（魚崎浜～六甲アイランド北）

平成8年内 阪神高速3号神戸線（兵庫県内）全線供用

（うち摩耶から京橋までは平成7年度末）

また、今回の震災では、幹線道路ネットワークが寸断されたため、被災地域のみならず、東、西日本間の人流、物流に大きな影響が出た。

このため、急増している中国縦貫自動車道の負荷を軽減し、被災地域の迂回路となる高規格幹線道路をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークを整備するほか、阪神・淡路地域において、自動車専用道路、一般道路からなるリダンダンシーのある幹線道路ネットワークの緊急整備を図り、被災地域の復興、市民生活の迅速な健全化の一層の推進を図る。

## (3) 河川等

直轄管理河川については、淀川等4河川の堤防や護岸等に32箇所

害があった。また、府県・市町管理河川については、淀川水系中島川、神崎川、武庫川等において堤防の沈下、亀裂等の被害が生じた。これら、地震により堤防・護岸等に被害を生じた河川、海岸、砂防設備については、出水期・台風期までに必要な応急工事を実施するとともに、本復旧工事を早急に実施し、市民生活の安全を確保する。

この中で、淀川左岸大阪市此花区酉島地先では、ゼロメートル地帯の河川堤防が延長1.8kmにわたり大きく沈下するなど、浸水が生じた場合は避難も救助も極めて困難な地帯で堤防が被災した。このため、被災前の高さまでの緊急盛土を実施し、仮締切堤を今年の出水期までに完了すべく鋭意施工中である。

これらを含め、ゼロメートル地帯等の河川等については、平成8年度末までに、災害復旧と併せて堤防等の安全性の向上を図るとともに、スーパー堤防の整備等を進める。

土砂災害については、西宮市の仁川百合野町における地すべりにより死者34名の被害が生じるなどの大きな災害が生じた。また、斜面崩壊等も多発し、人家、公共施設等に被害をもたらした。これらの土砂災害が生じた箇所に対しては、必要な応急措置を講じるとともに、災害関連緊急事業（砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策）等により緊急的に対策を講じ、復旧等に努めている。

地震により崩壊が多発したり山体が緩んだ地域において、地震による流出土砂量の増加に伴う安全性の低下に対応して、平成8年度末までに二次災害の発生に対応できる砂防設備の整備を完了するとともに、市街地河川の改修等を実施する。

また、地震の影響により、放置すれば降雨等により二次災害の危険性が高い箇所において、平成8年度末までに、急傾斜地崩壊対策等を実施する。

さらに、亀裂が生じるなど二次災害の危険性の高い山地について、治山事業等を実施する。

#### (4) 電力、ガスの復旧

電力については、地震により、約100万戸（地震直後には一時的に260万戸）が停電したが、1月23日15時に関西電力管内全域で応急送電の体制が整い、停電が解消している。

都市ガスについては、大阪ガス管内で86万戸で供給が停止し、大阪ガスは、他の事業者からの応援を含め、最大時約9,700名で復旧にあたり、早期復旧に全力を傾注した結果、4月11日にがれきの堆積等により導管の復旧作業に取りかかれない一部の需要家を除き復旧が完了した。なお、LPガス（1月31日復旧）及び中小都市ガスについては、既に復

旧している。

今後、更に送配電線の整備、導管の入替え等の投資が必要となるところ、引き続き、日本開発銀行の災害復旧融資制度による支援等を行う。

(5) 水道

水道については、地震により兵庫県、大阪府等の9府県68市町村の水道事業及び3水道用水供給事業の水道施設が被災、約123万戸が断水し、社会・経済活動に大きな影響を与えた。このため、被災水道事業者は、全国43都道府県の209水道事業者・水道用水供給事業者から、延べ約1万8千人・日の応援を得て仮復旧にあたり、2月末をもって漏水箇所の仮補修や仮設配管等により当面の仮復旧がほぼ終了した。

しかしながら、仮復旧段階では漏水箇所の発見や補修が十分ではなく、依然として漏水率が高い状況にある。一方、平成7年度には、平成6年度に引き続き漏水が予想されていることもあり、水道水の安定的な供給を確保するためには、引き続き漏水箇所の発見と応急的な補修に努めるとともに、早期に本格復旧を行うことが不可欠である。

このため、耐震性の向上を図りつつ行われる水道の本格復旧作業に対して必要な技術的・財政的支援措置を講じ、神戸市等の特に被害が甚大な水道を除き、平成8年度中の本格復旧完了を図ることを目標とする。

また、簡易水道施設、水道広域化施設等の水道施設整備事業について必要に応じて適切な指導・支援を行う。

(6) 工業用水道

工業用水道については、神戸市、西宮市等を中心にして3府県8事業において被害が発生し、最大時で251社の受水企業が断水となった。復旧作業が鋭意行われた結果、4月10日午後に神戸市が復旧したことにより、被災した全ての工業用水道が復旧した。

(7) 都市施設

下水道については、処理機能に被害を生じた8処理場のうち、7処理場は仮配管、ポンプ分解清掃等の応急措置によって高級処理が可能になり、被害の大きい神戸市東灘処理場においても、沈殿、塩素処理等の簡易処理を実施した。

管渠については土砂の除去、バイパス管を設けるなどの応急的措置を行い、当面の流下機能を確保したところである。今後、東灘処理場を5月1日を目途に高級処理を再開させることにより、下水道の仮復旧を完了させるとともに、街路、公園、下水道等都市機能の復旧に不可欠な諸施設について、早急な本格復旧を図る。

また、都市の諸活動の回復を支え、防災性の強化を図るため、街路、公園、下水処理場・ポンプ場等の都市施設について、災害時の代替性や

避難地、避難路の確保等のためのネットワーク化を推進する。

(8) 情報通信等

① 電気通信

地震発生直後、交換設備等の障害により、30万を超える電話等に障害が発生し、被災者の連絡、復旧作業の連絡等に多大な影響を及ぼした。

このような中、電気通信事業者においては、被災地域における通信機能の速やかな回復のために、最大限の努力を払い、日本電信電話㈱では、1月末までに家屋の倒壊によるものを除くすべての電話回線が復旧している。このほか、国としても、災害対策用移動通信機器等を配備した。

また、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、第一種電気通信事業者の電気通信設備の復旧に対し、重点的に復旧支援を図った。

今後、未だ復旧していない施設について早急な復旧を図るとともに、今回の大震災において電話等が寸断された状況にかんがみ、情報通信基盤の耐災害性の向上や災害時における通信の確保対策の充実に取り組む。

② 放送

演奏所等の社屋の損壊、停電による停波等の被害があり、停電による停波については1月19日までに復旧したものの、社屋が損壊した放送事業者は、現在も仮演奏所を使用して放送を行っている。また、CATV施設の中には、家屋の倒壊やケーブル断による放送不能地域がなお相当程度残されており、社会インフラとして早期の復旧を図るため、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、早期復旧の支援を図ってきた。

今後、一部のCATV等未だ復旧していない施設の早急な復旧を図り、安定した放送の確保を図るとともに、放送事業者の社屋等の放送施設の復旧・整備を支援する。また、放送不感地帯の解消を促進し、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、災害対策ガイドラインの策定を促進し、放送システムの耐震性の向上等を図る。

③ 郵政事業

郵便局舎の被害及び交通路の遮断等により、郵便局257局において業務が不能となった。このため、代替施設の確保、職員の応援等により、救助用無料郵便物の区分・配達等を含む業務の早期復旧に全力を傾注し、その結果、1月中に配達業務はすべて回復した。しかし、郵便局舎の倒壊等の被害も多いことから、今後、未だに業務を開始できない郵便局の早期復旧を図るとともに、被災局舎の建築・修繕等に取り

り組む。

④ まちづくりの一環として及び経済の復興のための情報通信基盤の整備等

災害からの復興のための事業に必要な無線通信機器（高精度衛星測位システム等）やまちづくり情報を地元住民に伝達するためのCATV、コミュニティ放送局等の整備を推進する。

以上のほか、都市基盤整備の一環として、また、被災住民の生活の安定及び地場産業や基幹産業の復興等のため、光ファイバ網等の情報通信基盤の整備を進めるほか、情報通信関連産業等の導入・育成を推進する。

6 耐震性の向上対策等

① 被災建造物の復旧等

ア 建築物や土木建造物等の建造物は、関東大震災を契機に耐震設計を取り入れ、その後、新潟地震、宮城県沖地震等の経験を活かしながら耐震性の向上に努め、近年、地震による被害が軽減されてきたところである。しかし、これらの建造物は、今回の地震により、関東大震災以来、最大の被害を受けた。今回の震災を謙虚に受けとめ、得られた知見を活かして、耐震性の向上を着実に図ることが関係者の責務である。

イ よって、地震発生後、直ちに学識経験者等による技術検討委員会等を設置し各施設毎に今後の設計への反映のために必要な検討を実施してきており、主な土木建造物については、3月末までに、今回の地震にも耐えられることを目標とした復旧のための仕様等を決定し、被災施設の復旧等を進めてきている。今後、引き続き、平成7年度の早い時期を目途に、地域の復興に向けて当面必要な検討を行う。さらに、設計基準の見直しを含めた検討を進める予定であり、その検討結果を踏まえ、施設の特性に応じ適切な措置を講じる。

ウ 被災建築物の復旧に際しては、現行基準の適用を基本とするが、特定の階や平面計画において弱点が生じないようにバランスを考慮し、余裕のある設計を心がけるよう推奨している。また、今後とも被災建築物の詳細分析、地震動入力の見直し等の検討等を一層進める。

② 既存建造物の点検・補強等

ア 公共・公益施設については、耐震点検等により、必要な橋梁、河川、砂防設備、官庁施設等の補強を実施する。

また、二次的な土砂災害の防止のため、斜面の危険度の点検を行う体制の整備を図る。

イ 既存建築物については、耐震診断、改修等の促進により、耐震性の向上を図る。特に、比較的古い木造住宅が高密度に立地する区域等を重点的に耐震診断を誘導すべき区域として設定し、木造住宅の耐震改修を促進するとともに、密集住宅市街地整備促進事業等の活用により、防災性の高い共同住宅等への建替等を促進する。

また、地震後の被災建築物の応急的危険度判定を行う建築技術者の養成・登録を行い、判定体制の整備を図る。

③ 消防水利等の強化

災害時における消火活動、生活水の確保に供するため、耐震性貯水槽を増設するとともに、河川、海水、下水処理水、雨水等多様な水源を利用できる施設を整備する。

7 住宅対策

① 公的賃貸住宅等の早期・大量供給

阪神・淡路大震災による甚大な住宅被害に対応し、被災者の根本的な不安を緩和するため、公的賃貸住宅等の大量かつ早期の供給を強力に支援する。

ア 住宅復興3ヵ年計画の策定支援

公的賃貸住宅等を大量かつ早期に供給すること等を内容とする、兵庫県の「ひょうご住宅復興3ヵ年計画」、神戸市の「神戸市震災復興住宅整備緊急3ヵ年計画」の早期策定及びその円滑な実施を強力に支援する。

(兵庫県計画(案)の概要)

平成7～9年度の3ヵ年に、125,000戸(既着工分15,000戸、新規建設分110,000戸)の住宅を供給。

(新規建設分110,000戸の内訳)

○災害復興公営住宅等	<u>24,000戸</u>	
災害復興公営住宅	18,000戸	……公営住宅等の活用
再開発系住宅	6,000戸	……住宅市街地総合整備事業等の活用
○災害復興準公営住宅	<u>18,000戸</u>	……特定優良賃貸住宅の活用
○公団・公社住宅	<u>22,000戸</u>	
○民間住宅	46,000戸	……住宅金融公庫融資等の活用
うち街づくり系住宅	<u>13,000戸</u>	……再開発事業等により建設費助成を行う住宅

◎公的供給住宅の総計 77,000戸

イ 災害復興住宅制度の整備

自力では住宅の再建・取得が困難な被災者や、今後の復興に向けたまちづくりに関連して多数の移転者が生ずる状況に対応するため、公営住宅・特定優良賃貸住宅・公団住宅等の制度の活用により、公的賃貸住宅を大量に供給するとともに、被災者等に対する公的賃貸住宅の収入制限の撤廃等特例の適用、入居申込みの一元的受付け・登録、高齢者・障害者等に対する優先的入居等困窮度に基づいた入居者選定、所得に応じた家賃の設定等を行う「災害復興住宅制度」を整備する。

#### ウ 迅速かつ低廉な住宅建設の促進

公的賃貸住宅等の迅速かつ低廉な供給を実現するため、公共団体、公団・公社、関係民間団体等の専門家を結集し、共通の標準設計、部品の規格化、建築資材の一括調達等の住宅建設コストの低減策を総合的に実施する。

建設に当たっては、耐震、防火、省エネルギー等の基本的な性能を備えるとともに、間取りの可変性や2戸1改造の可能性を残した設計とすること等により、快適性、利便性、防災性に配慮した恒久的な住宅の質の確保を図る。

また、住宅市街地総合整備事業等を活用して、工場跡地利用等による住宅建設用地の先行的確保を図る。

#### エ 高齢者・障害者等に配慮した住宅整備

段差の解消や手すりの設置等、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図る等、高齢者・障害者等に配慮した住宅整備を進める。

また、ケアハウスの積極的な整備に努める。

#### ② 個人の自力による住宅の再建等の支援

個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付制度について貸付け限度額の大幅引き上げ、据置・償還期間の延長、被災高齢者の住宅を子が再建するための親孝行ローン制度の導入等や年金福祉事業団及び雇用促進事業団における同様の制度の導入等を行うとともに、公庫、年金福祉事業団及び雇用促進事業団の既往貸付者に対する救済措置も大幅に拡充したところであり、今後、これらの制度の積極的活用を図るとともに、建築制限がある場合の受付期間の延長を行う。

また、公庫融資に加え、返済の初期負担軽減を図るための被災住宅再建対策事業を積極的に推進する。

#### ③ マンション建替の促進

住宅金融公庫融資、優良建築物等整備事業等を積極的に活用するとともに、防災性が向上するなど質の高いマンション建替を誘導するため、

住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社の建替事業への参加により、建替の促進を図る。

また、総合設計制度を併せて積極的に活用することにより、容積率割増の弾力的取り扱いを行い、建替の円滑化を図る。

④ まちづくりと連携した住宅の整備及び輸入住宅等によるモデル団地の整備

地元の人々の協力・話し合いによるまちづくりを誘導するため、優良建築物等整備事業等の積極的活用により、住宅・店舗等建設の協調化・共同化を支援する。

また、輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の公的事業主体等による建設等を積極的に支援する。

⑤ 総合住宅相談所の設置

被災者の方々の各種の住宅相談にきめ細かく対応するための相談窓口として、「兵庫県総合住宅相談所」の設置を支援する。

8 市街地の整備等

① 面的整備事業の推進

被災市街地において、面的な市街地の復興と必要な都市基盤の整備を行い、あわせて住宅・宅地の供給を推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の各種の面的整備事業を必要に応じ組み合わせながら、「被災市街地復興特別措置法」、震災復興事業用地の先行取得制度等を活用して積極的に推進し、防災性の高い都市づくりを進める。またあわせて、既存の市街地における防災性の向上を図るため、各事業を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進

被災市街地の速やかな復興を図るとともに、防災性に優れた市街地の整備を推進し、被災者に対する住宅・宅地供給を行うため、土地区画整理事業を積極的に推進する。

イ 市街地再開発事業の推進

被災市街地の速やかな復興及び防災性に優れた市街地の整備を緊急に推進するとともに、被災者の生活再建に資する住宅等の供給を行うため、施行者の費用負担の軽減等に配慮しつつ、市街地再開発事業を積極的に推進する。

ウ 住宅地区改良事業等による被災住宅等密集地区の整備

被災住宅等が密集する地区において、被災住宅等の除去、公共施設等の整備、住宅の建設等を行う住宅地区改良事業及び密集住宅市街地整備促進事業を積極的に推進し、防災性の高い健全な住宅市街地の整

備を進める。

#### エ 住宅市街地総合整備事業の推進

被災者等に対する公的住宅の確保及び民間による住宅供給の誘導等を図るとともに、公共施設の整備に併せ、一体的・総合的に良好な住宅市街地の整備・復興を行う住宅市街地総合整備事業を積極的に活用し、防災性が高く快適な住宅及び住宅街区の整備を先行的に行う。

なお、上記各事業の中で、必要に応じ、早期の仮住居、仮店舗等の建設・提供を行うとともに、これらの事業の進捗に合わせ、がれき処理を推進する。

また、面的整備事業による整備以外にも、街路、公園、下水道等の整備事業の一体的、総合的な実施により、必要な都市施設を備えた市街地の整備を推進する。

#### ② 被災者に対する住宅供給を緊急に進めるための都市基盤整備

被災地周辺において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅アクセス道路等の関連する公共施設の整備等を緊急に推進し、被災者に対する住宅宅地を供給する。

#### ③ 復興まちづくりにおける住民参加

被災市街地において、地域における復興のためのまちづくり活動を推進するため、街並み・まちづくり総合支援事業等を活用して、専門家派遣等による住民が参加するまちづくり活動を支援するとともに、地区計画、建築協定等を活用し、住民による環境の優れた良好な市街地形成を誘導する。

#### ④ 都市型地籍調査の推進

被災地において、測量の効率化、地籍の明確化を通じ、新しいまちづくりを円滑に進めるため、都市部地籍調査促進事業を進めるなど、被災市町の意向を踏まえつつ必要な対策を講ずる。

### 9 雇用の維持・失業の防止等

被災地の復興の過程において、雇用の維持及び失業の防止は緊急を要する課題であり、このため、以下の施策を積極的に実施する。

#### ① 雇用の維持・失業の防止

##### ア 雇用調整助成金の活用

雇用調整助成金により雇いを維持すべき労働者の数は、当面5万人程度の水準で推移することが見込まれるが、引き続き本制度を最大限活用することにより、事業主の雇用維持努力を支援する。

##### イ 失業給付の活用

震災に伴う失業給付の受給者の数は、特例支給を含め、最大5万人

程度に達することが見込まれるが、これらの者の生活の保障を図るため、引き続き失業給付の円滑な支給を行うとともに再就職の促進に最大限の努力を払う。

#### ウ 新卒者の就職の支援等

新卒内定者を雇用安定事業等の対象とする特例規定の活用により、内定取消しの防止と新卒者の雇用の安定を図る。また、内定取消し未就職卒業者等については、訓練手当等の支給により就職促進を図る。

#### ② 被災失業者の雇用促進

「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」の円滑な施行を通じて、復興関連の公共事業における被災失業者の雇用の場の確保を図るほか、被災失業者について公共職業訓練の活用、全国の公共職業安定機関を通じての広域求職活動の支援等も図りながら再就職を促進する。

#### ③ 復興事業関係労働力の養成・確保

復興事業に関連する労働需要の動向に即した広域的な労働需給調整及び職業訓練を機動的に実施する。

### 10 保健・医療・福祉の充実

#### ① 保健・医療

被災した医療施設については、新設・拡充された災害復旧助成制度、医療施設近代化施設整備事業及び社会福祉・医療事業団等の低利融資制度の活用等により、その速やかな復旧を図る。

また、応急仮設住宅の入居者はじめ住民の保健医療対策については、精神保健も含め、県・市町の実施する事業について支援する。

#### ② 福祉

被災した社会福祉施設については、拡充された災害復旧助成制度により、その速やかな復旧を図る。

また、緊急措置で施設に受け入れた高齢者、障害者等については、家庭への復帰を図るとともに、復帰できない者の施設での受入体制の整備を図る。

在宅で介護等を必要とする高齢者等については、ホームヘルパーの増員養成措置を講じつつ、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを提供していく。

### 11 文教施設の早期本格復旧等

#### ① 文教施設、重要文化財等の本格復旧等

これまで、被災した学校施設3,883施設、社会教育・体育・文化施設4

93施設、重要文化財等173件などのうち、応急仮設校舎の建設等、当面必要かつ執行可能なものについて、平成6年度補正予算による措置が講じられてきている。

今後、これらの施設、文化財等についての本格的な復旧及び埋蔵文化財調査を推進する。

## ② 学校施設の防災機能の整備

学校施設について、児童生徒等の安全の確保と応急避難所としての役割を踏まえ、防災機能の強化の観点から、補強等の必要な整備を図る。

## 12 農林水産関係施設の復旧等

生鮮食料品等の安定的かつ円滑な供給を図るため、施設全体の地盤沈下等の甚大な被害を受けた神戸市及び周辺の中央・地方卸売市場（中央卸売市場 4施設、地方卸売市場 6施設）について、新設された災害復旧制度の活用等により、流通の要となる卸売市場の速やかな復旧を図る。

また、被災した農地（約1,300箇所）、ため池等の農業用施設（約2,800箇所）、林地（約80箇所）、漁港施設（約20港）、農林水産業共同利用施設（約80箇所）等について、激甚災害法の適用等による災害復旧事業の着実な推進を通じて、速やかな復旧を支援する。

さらに、施設災害復旧等についての長期・低利資金の融通等により、被災農林漁業者、食品製造業者・販売業者等の立直りを支援する。

## 13 経済の復興

被災地域の経済復興は、被災者の雇用と生活を守るためのみならず、日本経済の活力維持や東京一極集中是正の観点からも重要である。このため、国としても以下のような施策に取り組み、被災地域の経済の円滑な発展を図るべく、必要な支援を行う。

### ① 工場及び商業集積等の再建・復興

被災地域の製造業、小売業等に対し、中小企業支援策として、政府系中小企業金融3機関の災害復旧貸付の充実等資金調達の円滑化、中小企業事業団の高度化融資等による操業の早期再開、共同化に対する支援等を実施するとともに、中堅・大企業についても、その早急な復旧・復興を図るための支援を行う。

また、まちの核となり、アメニティ、コミュニティの場を提供する質の高い商業集積の構築を図るための支援等を行う。

### ② 産業関連基盤の整備

工業用水道、情報通信システム等多様な産業関連基盤の整備の推進を通じて、創造的で活力のある事業活動を促進し、経済の再生を図る。また、様々な産業活動を支援するため、国際交流、研究開発、人材育成、

情報化等の多様な産業関連基盤プロジェクトについて、民間企業の実態を踏まえながらその活力を活用しつつ、国が支援するための措置を講ずる。

③ 既存産業の高度化・近代化、新分野への進出

既存産業の一層の高度化、近代化を推進するため、事業革新円滑化法等の活用も含め、製品の高付加価値化や新分野への進出に対する支援策を講ずるとともに、地場産業の活性化へ向けた施策を展開する。

④ 新産業の創出・育成

バイオ・新素材関連、医療・健康関連、ファッション・デザイン関連、環境・リサイクル・新エネルギー関連、情報・文化・芸術関連等被災地域で育ちつつある複数の産業の芽を着実に発展させるため、企業の研究開発、交流等への支援を講ずるとともに起業家支援等を推進する。

⑤ 研究開発の推進

被災地域の有する研究開発ポテンシャルを生かしつつ、既存産業の高度化、新産業の創出・育成を推進する観点から、研究開発体制の整備を進めるとともに、産学官共同研究の推進等を含めた研究開発支援に取り組む。

⑥ 高度情報化の推進

被災地域の産業立地・生活拠点としての魅力の向上、防災拠点の強化等の観点から、当該地域における各種情報機能の整備等高度情報化へ向けた施策を推進する。

⑦ 海外企業等の立地促進

被災地域における海外企業等の立地を促進するため、海外企業等との国際交流を図るとともに、立地環境の整備、立地促進支援に取り組む。

⑧ 神戸港における輸入促進のための制度の活用

神戸港を拠点とした経済復興を図るため、F A Z（輸入促進地域）制度の活用及び総合保税地域制度の活用について、地元の意向を踏まえつつ、積極的に対応する。

⑨ イベントの開催

産業復興、産業創出の観点から、被災地域に係る内外関連産業の幅広い交流等を図るための各種イベントの実施を支援する。

⑩ 物流及び観光の復興支援

国際物流拠点都市及び国際観光交流都市としての復興を図るため、物流及び観光に係る施設の整備、国際コンベンション等の観光交流事業の実施等への支援を行う。

#### 14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

##### (1) 法的紛争等の早期解決

震災に伴って新たに発生した法的紛争や登記に係る問題の早期解決に資する措置の充実を図る。

##### (2) 土地取引動向の把握等

今後、被災地域を中心に行われる復興事業の円滑な実施等を図る観点から、投機的な土地取引等による急激な地価の上昇を招くことがないように、地元県・市と十分な連携を図り、土地取引の実態把握や必要な対策の検討等に努め、必要に応じ、監視区域の機動的な指定等、適切な対応を図る。

##### (3) 阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置

被災者の救援、地域の総合的な復興対策を機動的に進めるため、兵庫県・神戸市が共同して設立した財団法人阪神・淡路大震災復興基金において、住宅対策、産業対策、生活対策、教育対策など行政施策を補完する事業を行うこととしている。この基金に対する県・市の出資、長期貸付金について地方財政措置を講じる。なお、復興宝くじの収益金が基金の財源に充てられる。

##### (4) 地方公共団体の職員派遣

被災地方公共団体において各種の復旧・復興事業を円滑に実施するため、被災地方公共団体への職員の派遣について、被災地方公共団体の要請に基づき全国の地方公共団体に協力依頼・調整を行う。

##### (5) 国際フォーラムの開催等

国内外の有識者を招聘したフォーラムの開催など、地元の産学官が中心となって広く世界の知識・経験をまちづくりや経済復興などに生かすために行う事業に支援・協力する。

#### 15 地域の安全と円滑な交通流の確保

交番、交通管制システム等の警察施設・機能の早期復旧を図るとともに、被災地の実態を踏まえた地域安全対策と交通対策を推進し、復興期にかけての地域の安全と円滑な交通流を確保することによって、まちづくりを支援する。

#### 16 防災対策

被災地域の復興に当たっては、防災性の高い都市基盤等の整備が重要であり、このため、今次震災の教訓を生かしつつ、被災地を中心に以下の施策を積極的に講ずる。

##### ① 防災軸の整備

災害に強い安全な地域づくりを進めるには、都市の骨格を形成する主要な道路、河川等により防災性の高い空間を整備することが重要である。

よって、延焼を防止し、地域住民の避難路等を確保するため、道路、河川、運河、公園等の公共施設を組み合わせるとともに、都市防災不燃化促進事業等を活用し、特に避難路等の周辺の建築物の不燃化を推進することにより、防災都市基盤としての骨格となる防災軸を整備する。

## ② 防災拠点等の整備

### ア 防災安全街区等の整備

地域全体の防災性を向上するため、面的整備事業等を活用して、災害時に市街地における避難、救援等の防災の拠点として機能する防災安全街区、住宅街区の整備を推進する。

### イ 都市公園等の整備

災害時において避難地、仮設住宅用地、ヘリポート等の災害復旧・復興拠点となる都市基幹公園等の防災公園、及び身近な防災拠点となるとともに遊び場の確保や地域コミュニティの醸成等に資する住区基幹公園等、都市公園の整備を推進する。また公園施設としての備蓄倉庫、耐震性貯水槽等、災害応急対策施設を併せて整備する。

### ウ 防災拠点の整備

防災活動を効率的に実施し、緊急物資等の輸送及び避難地の確保等に資するため、高度な防災機能と耐震性を備えた官公庁施設や高速道路のインターチェンジ、河川等の周辺、港湾、下水処理場に防災拠点を整備する。

## ③ 情報通信基盤の整備等

阪神・淡路地域における安全な情報通信基盤の整備を目的とした加入者系光ファイバ網の整備及び電気通信設備等の地中化に対し、支援を行うとともに、防災通信システムの高度化に資する先導的技術開発に取り組む。

## ④ 災害に強いライフライン共同収容施設等の整備

今回の震災における各種ライフラインの被害の状況等を踏まえ、災害時におけるライフラインの確保の観点から、各種ライフラインの特性等を勘案し、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝等のネットワーク整備を各事業者と調整を図りつつ進める。

## ⑤ 代替エネルギーシステムの整備

災害時における必要エネルギーの代替機能確保のため、地域の防災拠点と連携して、太陽光発電システム等災害時にも有用な環境調和型エネルギーシステムの導入を図る。

## ⑥ 防災施設等の復旧

被災地域における消防力を回復するため、被害を受けた消防防災施設等の早期復旧を図る。

また、大規模災害時における自衛隊の災害派遣活動に万全を期すため、震災により著しい被害を被った自衛隊施設の早期復旧を図る。

なお、上記の復旧・復興にあたっては、環境保全の考え方を取り込んだまちづくりの推進等環境の保全に配慮を払うものとする。

[参考]

今次震災の教訓を生かし、当面、次の施策を行い、防災対策の充実を図る。

(1) 地震予知観測研究等の推進

測地学審議会の建議する地震予知計画に沿って、地震予知推進本部を通じて関係機関間の密接な連携を図りつつ、情報流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進する。

また、今後の地震防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設の充実・整備、大学等における防災研究の推進、地震防災技術の研究開発の推進を図る。

(2) 防災体制の充実

今後、災害対策のあり方について、災害情報の収集及び伝達体制の確立、事前の防災態勢の確保、非常災害時の政府の体制の充実等を図ることに特に留意し、制度の見直しを含めて全般的な検討を行う。

① 防災基本計画の見直し等

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、今後発生する災害に対し万全な対策をとることができるよう防災基本計画を見直す。また、地域防災計画についても、これを踏まえつつ、地域の実情に即してより実践的なものとなるよう地方公共団体における見直しを推進する。

② 情報収集・伝達体制等の充実・強化

大規模災害時における被災状況の早期把握体制、画像による状況把握システム、被害推定のためのシステムの整備等に努める。

また、災害時において確実な情報の収集・伝達を確保するため、

ア 通信手段の途絶に備え、他機関からの応援等による通信確保が円滑に行えるよう非常通信訓練の充実、マニュアルの整備等重要通信確保体制の強化

イ 市町村等の防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、警察通信施設、自衛隊通信施設、建設通信施設など関係各機関における防災に関する情報通信基盤の全国的整備、多重化の推進及び運用体制の強化

ウ 関係公共機関間の情報連絡体制の確立を行う。

③ 地域における防災体制の充実・強化

災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、自衛隊等防災関係機関、消防団、住民と連携して、地方公共団体における実践的な防災訓練の推進に努める。

また、地域における土砂災害等の危険箇所の周知徹底や、警戒避難

体制の充実、地域住民による消防団、自主防災組織等の育成等ソフト面の方策を講じるとともに、防災センター、コミュニティ消防センターや地域における避難地、備蓄倉庫など重要な防災施設の整備を図る。

(3) 防災活動の充実

防災活動を効果的に実施するため、防災関係各機関相互の連携に留意するとともに、施設設備の整備充実、運用管理体制の強化を図る。

① 救助機能等の強化

国内の大規模災害時において、災害初期における消防・警察・自衛隊・海上保安庁による救出救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材の充実等所要の措置を講じる。

また、広域的な活動を迅速に実施するため、消防機関等による緊急消防援助隊（仮称）、先行情報収集、救出救助、緊急交通路の確保を行う警察による広域緊急援助隊（仮称）を整備する。

② 航空防災体制の強化

関係機関において全国的に必要なヘリコプター等の施設設備の整備を図るとともに、災害時に迅速かつ効率的に運行できるよう広域的な体制の整備を推進する。

③ 広域的な交通管理体制の充実

広域的な交通規制等による緊急輸送路の確保、迂回誘導等を行うための交通管理体制等の充実に努める。

④ 消防防災施設等の整備

大規模災害時における消防・防災活動を確保するため、消防防災施設等について整備を行う。

特に耐震性貯水槽の整備など地震に対応した整備を推進する。

(4) 災害医療体制の充実

災害医療を中心とした臨床研究、教育・研修及び広域災害発生時の診療を行うことを目的とする広域災害医療の基幹施設（国立病院東京災害医療センター（仮称））の整備をはじめ災害医療体制の充実を図る。

(5) 災害時のボランティア活動への支援方策の具体化

災害発生時におけるボランティア活動の役割、支援のあり方等について検討し、その具体化を図る。

(6) アジア防災政策会議

アジア・太平洋地域の各国、防災に関心を寄せる先進諸国の防災担当閣僚等の参加を得て、アジア・太平洋地域の防災対策強化のための施策について検討し、今後の防災政策の方向を定めるため「アジア防災政策会議」を開催する。